

令和7年度第1回仙台市防災会議

議事録

I 開催日時

令和8年3月25日(水) 14時00分から15時30分まで

II 開催場所

TKP ガーデンシティ仙台 ホール 21A・B

III 出席者等

会長1名・委員(代理含む)30名 計31名

役職	職名	氏名	備考
会長	仙台市長	郡 和子	
委員	東北財務局 局長	神谷 隆	代理 川村 敏彦
〃	東北地方整備局仙台河川国道事務所 所長	阿部 俊彦	代理 佐々木 務
〃	東北経済産業局 局長	佐竹 佳典	代理 照沼 和孝
〃	東北運輸局 局長	吉田 昭二	代理 関澤 真
〃	仙台管区気象台気象防災部 部長	横井信太郎	
〃	宮城海上保安部 部長	中根 教篤	欠席
〃	東北農政局 局長	永井 春信	代理 佐藤 正彦
〃	仙台森林管理署 署長	飯島 康夫	
〃	陸上自衛隊第22即応機動連隊 連隊長	伊藤 整二	代理 遠藤 亮
〃	宮城県 復興・危機管理部復興支援・伝承課長	乗田 晶子	
〃	宮城県警察 仙台市警察部長	須藤 隆史	代理 佐々木幸樹
〃	東日本旅客鉄道(株)東北本部 安全企画ユニットリーダー	中村 健太	
〃	NTT 東日本電信電話(株) 執行役員 宮城事業部長	須藤 博史	代理 酒井 克典
〃	東北電力ネットワーク(株) 仙台電力センター所長	山田 雅裕	代理 小柳 雄司
〃	日本通運(株) 常務執行役員 EastカンパニーPresident 兼仙台支店長	高原 博	欠席
〃	日本赤十字社宮城県支部 事務局長	千葉 章	
〃	日本放送協会 仙台放送局長	小椋 並樹	代理 新野 裕樹
〃	東日本高速道路(株)東北支社仙台東管理事務所所長	長内 圭太	
〃	東北放送(株) 報道制作局長	齋川 裕	
〃	(株)仙台放送 取締役報道制作局長	高荒 治朗	代理 澤田 滋郎
〃	(株)宮城テレビ放送 取締役報道制作局長	庄子 繁樹	
〃	(株)東日本放送 報道制作局長	阿部 佳弘	欠席
〃	(株)エフエム仙台 編成業務局長兼編成部長	井上 崇	

〃	(一社) 仙台市医師会 会長	安藤健二郎	欠 席
〃	宮城中央森林組合 代表理事組合長	結城 淳	欠 席
〃	仙台市連合町内会長会 会長	大西 憲三	欠 席
〃	仙台市民生委員児童委員協議会 副会長	鈴木 眞子	欠 席
〃	仙台市女性防火クラブ連絡協議会 会長	野田 幸代	欠 席
〃	仙台商工会議所 女性会 副会長	今野 彩子	欠 席
〃	(社福) 仙台市社会福祉協議会 会長	山浦 正井	欠 席
〃	(社福) 仙台市障害者福祉協会 会長	阿部 一彦	
〃	(公財) 仙台観光国際協会 理事長	結城 由夫	
〃	(公財) せんだい男女共同参画財団 副理事長	小林 弘美	欠 席
〃	(特非) イコールネット仙台 代表理事	油井由美子	
〃	エフエム仙台 防災・減災プロデューサー	板橋 恵子	
〃	公立大学法人宮城大学 教授	高橋 和子	欠 席
〃	(特非) FOR YOU にこにこの家 理事長	小岩 孝子	
〃	宮城県消防協会 仙台地区支部長	早坂 賢一	
〃	仙台市副市長	高橋 新悦	
〃	〃 消防局長	千葉 弘樹	
〃	〃 教育長	天野 元	代理 郷家 貴光
〃	〃 危機管理局長	白山 幸喜	

Ⅶ 会議経過

1. 開 会

2. あいさつ（仙台市防災会議会長 郡市長）

3. 議長の選出

仙台市防災会議条例第3条の規定に基づき防災会議会長の郡市長が議長とされた。

4. 議事録署名委員の選出

議事録署名委員として、東日本旅客鉄道株式会社東北本部 安全企画ユニットリーダー
一 中村 健太委員及び東北放送株式会社 報道制作局長 齋川 裕委員を指名した。

5. 議 事

(1) 仙台市地域防災計画の修正について

- ・資料 1-1 に基づき、事務局（仙台市危機管理局危機対策課長）から説明。
- ・資料 1-2～1-7 に基づき、事務局（仙台市危機管理局防災計画課長）から説明。

(2) （仮称）津波防災部会の設置について

- ・資料 2 に基づき、事務局（仙台市危機管理局防災計画課長）から説明。

（発言要旨）

【議長 郡市長】

ただいまの説明について、意見等があれば発言をお願いしたい。

【東北放送㈱ 報道制作局長 齋川委員】

避難所における居住スペースの拡充について、1人当たり 3.5 m²の確保は素晴らしい取組だが、避難者数の平準化については、かなり煩雑な作業になるのではと思う。市主導にて丁寧に進めるとあるが、現段階で効率的に進めるための対策等は考えているのか。

【事務局（危機管理局防災計画課長）】

避難者数の平準化については、ご指摘のとおり避難所での調整作業は容易ではないと認識しているが、避難所担当課等を通じて日頃から地域と連携しており、その既存の繋がりも活用しながらきめ細かな対応をしまいたいと考えている。

また、各区の災害対策本部とも連携し、区内の避難所同士で空き状況等を確認しながら適切に割り振りすることも想定している。

さらに、避難者の移動が必要な場合は、地域防災計画に基づき、交通局や民間輸送機関の協力を得て移動手段を確保する方針である。

【議長 郡市長】

その他にご意見等あれば伺いたい。

【(社福) 仙台市障害者福祉協会 会長 阿部委員】

要配慮者支援について、資料 1-3 を基にお伺いする。

災害時要援護者情報登録制度については、令和 8 年 4 月から避難行動要支援者名簿に統合すると示されている。従前の制度から移行するにあたり、優先度の高い方から順に個別避難計画を作成するとされているが、具体的にどのような優先順位や流れにより計画作成が進めてられていくのか。あわせて、個別避難計画の作成状況もお伺いしたい。

個別避難計画作成の際、支援者の欄を埋めるのが大変だという声を多くの方から聞いているところ。支援者の名前を記載せず提出することもあり得るかと思うが、災害時に在宅避難も含めてどこに避難するかを考えておくことは当事者にとって重要であり、どう伝わっていくのかということが心配である。

津波避難タワーに設置しているスロープについては、全国に先駆けた取組であり、非常に重要な設備と認識しているが、津波避難施設のエレベーターが停電時に使用できないこと等はあるのか。また、(仮称)津波防災部会において、車避難のあり方について検討いただくことに感謝する。津波避難については地域住民の理解も重要であることから、要配慮者の視点から申し上げたところである。

【事務局（要配慮者避難支援担当課長）】

従来の災害時要援護者情報登録制度については、避難行動要支援者名簿へ統合する方針とし、現在その移行作業を進めている。

具体的には、対象となる方へ案内文書を送付し、制度内容を丁寧に説明した上で同意確認を実施しており、同意いただいた方を避難行動要支援者名簿へ移行している。

個別避難計画の作成については、避難行動要支援者名簿の登録者のうち、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）や、早期の立退き避難が必要な区域にお住まいの約 1,000 名を対象に、現在先行して進めているところ。

令和 8 年 3 月 13 日時点で、計画作成に同意をいただいた約 250 名のうち、計 196 件の計画を作成済みである。残る約 50 名分についても、今後家庭訪問により作成を進めていく予定である。

令和 8 年度は対象範囲を拡大し、より多くの方の個別避難計画を作成できるよう、取り組んでまいりたい。

また、避難支援者の確保は全国的な課題で、家族や地域との関係が薄く、支援者が容易に見つからない方もいることから、自助の視点も踏まえ、避難方法や情報取得手段を丁寧に聞き取りながら計画を作成している。

避難支援者の役割は、共に避難することだけでなく、災害時の情報伝達や安否確認など多様である。制度の周知と理解の促進を図り、地域において円滑な避難支援が行われるよう、引き続き取り組んでまいりたい。

【事務局（危機管理局防災計画課長）】

本市が整備した津波避難タワー及び津波避難ビルは、車いす使用者も避難できるようスロープを設置している。一方、協定を締結することで津波避難施設としている民間施設には基本的にスロープがないため、地震時にエレベーターが停止した際、車いすのま

までは上階へ避難できないことも想定される。

このため、本市において、徒歩での避難が困難な方とその支援者は、車避難も考慮することとしており、現状でもそのような要配慮者の方々は車での避難を検討していただきたいと考えている。

一般の津波避難行動シミュレーションについても、要配慮者の状況等を踏まえた上で実施する方針であり、委員にもご意見やご助言をいただきながら対応してまいりたい。

【(社福) 仙台市障害者福祉協会 会長 阿部委員】

個別避難計画における支援者の確保について、マスコミ等で支援体制のモデルケース等が過大に報道されていることが課題の一つかと思う。事務局から説明いただいたように、安否確認も避難支援者の役割である。令和6年に仙台市が実施した「防災に関する市民意識アンケート調査」においても、支援に協力できることとして、安否確認に約60%、避難情報の伝達に約50%の回答があったことから、そのような方も支援者となり得ることをお互いを知る必要があるかと思う。

【議長 郡市長】

今後の同意確認の際にも、十分に説明を尽くしてまいりたい。

その他にご意見等あれば伺いたい。

【エフエム仙台防災・減災プロデューサー 板橋委員】

避難所の居住スペースの拡充について、最大収容人数がどの程度変わるのか。補助避難所も含めた場合は、現在想定する最大収容人数を収容可能なのか。

【事務局（危機管理局防災計画課長）】

居住スペースを1人当たり3.5㎡に拡大することにより、指定避難所である小中高等学校等のみでの収容人数は、従前よりおよそ半減することとなる。一方で、市民センターやコミュニティ・センター等の補助避難所を含めて計算すると、東日本大震災時の最大避難者数である約10万6千人については十分に収容可能であり、計算上は必要な収容人数分を確保できる。

【議長 郡市長】

その他にご意見等あれば伺いたい。

【(特非) FOR YOU にこにこの家理事長 小岩委員】

避難所の居住スペースの拡充について、重要な取り組みと考える。

補助避難所は、従前のように発災当初からは開設しない運用と認識しているが、居住スペースの拡大に伴い、指定避難所と同時に開設することとなるのか。

津波避難エリア内の地域について、私の居住地域の例だが、近くに補助避難所がある一方で、指定緊急避難場所である東四郎丸小学校には約20分かけて避難しなければならないこともあり、地域の実情に合わせて、補助避難所は早期に開設しなければならない

いのか。

【事務局（危機管理局防災計画課長）】

補助避難所の開設について、緊急避難の場合、基本的に市が指定する指定緊急避難場所が使われるが、コミュニティ・センター等の施設が津波の浸水想定区域に入っている場合は、津波に対して建物が安全に耐えられるのかどうか等を事前に確認する必要がある。

一方で、今回の居住スペースの拡充は、緊急避難後の避難生活へ移行した段階の話であり、補助避難所の開設時期や活用方法等については、これまでどおり、各地域で事前に話し合っ決めておくことになっている。

実際、地域によって運用方針はさまざまであり、地震発生当初から補助避難所を使うと決めている地区もあれば、要配慮の方が優先的に使う避難所としている地区もある。

そのため、避難所運営委員会の中で、開設時期や使い方をあらかじめ検討しておく必要がある。

【（特非）FOR YOU にこにこの家理事長 代表理事 小岩委員】

コミュニティ・センターや市民センターにも、今回の内容を含めて周知していただくとともに、今後できることを一緒に取り組んでいきたい。

【議長 郡市長】

ただ今のご意見については、しっかりと受け止めさせていただく。
その他にご意見等あれば伺いたい。

【委員一同】

（意見等無し）

【議長 郡市長】

仙台市地域防災計画の修正について、原案のとおりとしてよろしいか伺う。

【委員一同】

異議なし。

【議長 郡市長】

原案のとおり承認する。
以上で本日の議事については終了する。

6. 報告事項

(1) 新たな防災気象情報の運用について

・資料3に基づき、仙台管区気象台 気象防災部長 横井 信太郎委員から説明。

(2) 新たな防災気象情報への対応について

・資料4に基づき、事務局（仙台市危機管理局防災計画課長）から説明。

(3) 「仙台市国土強靱化地域計画」の改定について

- ・資料 5-1～5-2 に基づき、事務局（仙台市危機管理局防災計画課長）から説明。

(発言要旨)

【議長 郡市長】

ただいまの報告について、質問等があれば伺いたい。

【(社福) 仙台市障害者福祉協会 会長 阿部委員】

仙台市国土強靱化地域計画は、東日本大震災の経験を踏まえ、さまざまな視点から丁寧につくられていると思う。一方で、仙台市地域防災計画と内容が重なる部分が多いが、両計画の関係性を伺いたい。

また、国の国土強靱化実施中期計画は、2026年度から2030年度の5年間で約20兆円を投じて進める計画としていることから、国からの支援など関係性についても伺いたい。

【事務局（危機管理局防災計画課長）】

ご指摘のとおり、両計画は一部重なる内容を有している。国土強靱化地域計画は、仙台市として平時から取り組む事業を中心に位置付けているものである一方、地域防災計画は、市だけでなく、地域や関係機関も含めた災害時の行動計画としての性格が強いものであり、必要に応じて内容の整合性も図りながら策定等を行っている。

また、国からの支援等との関係については、国土強靱化地域計画に市として必要な事業を適切に位置付けた上で、国の各種補助金等を活用できるよう取り組んでいるところである。

【議長 郡市長】

その他ご質問等があれば伺いたい。

【委員一同】

(意見等無し)

【議長 郡市長】

予定している内容は以上である。

全体を通して、ご質問等があれば伺いたい。

【エフエム仙台防災・減災プロデューサー 板橋委員】

令和7年度の主な災害対応状況について、カムチャツカ半島付近の地震に伴う津波警報が発表された際、津波避難広報ドローンが初めて飛行して広報活動を行ったことが大変画期的であると考えている。

実際にこの広報を受けた住民がどのような反応を示していたのか、また、広報内容は

十分に伝わっていたのか、伺いたい。

【事務局（危機管理局危機対策課長）】

仙台市では令和4年10月から津波避難広報ドローンの運用を開始し、今回の津波警報で初めて広報が実施された。ドローンは南蒲生浄化センター屋上に設置されており、南北に2機飛び立ち約8kmの区間を飛行しながら避難広報及び災害情報センターへの映像伝送を同時に行う、世界初の運用方式である。

ただし、今回の飛行時間帯では、海水浴場や周辺にほとんど人がおらず、住民からの直接の反応や意見は得られていない。

市では、広報の人工音声が最も聞こえやすい高度を検証し、現在は高度約30mで飛行している。今後も最新技術等を取り入れつつ、より効果的な広報体制の構築を目指すこととしている。

【議長 郡市長】

その他ご質問等があれば伺いたい。

【(特非)イコールネット仙台 代表理事 油井委員】

令和7年度の主な災害対応状況について、カムチャツカ半島付近の地震に伴う津波警報の際、避難者の中で熱中症疑いの方が1名発生したとのことだが、今後の暑さ対策等をどのように進めていくのか、具体的な取り組み状況を伺いたい。

【事務局（危機管理局防災計画課長）】

今回の熱中症の疑いによる救急搬送事案は、避難の丘で発生したものである。現在、避難の丘には飲料水などの備蓄がないことから、今夏までの対応は難しいが、災害時に必要となる物資を確実に確保できるよう、避難の丘に飲料水等を保管できる備蓄倉庫の整備を進めていきたいと考えている。

【議長 郡市長】

その他ご質問等があれば伺いたい。

【委員一同】

(意見等なし)

【議長 郡市長】

全体を通じて意見等がないようなので、本日の会議の内容は以上とする。

今回ご審議いただいた地域防災計画の修正案について、これらの施策の実効性を高めるためにも、自助・共助・公助の力を結集した取組はもとより、防災関係機関の皆さまとの連携が不可欠である。

万一災害が発生した際にも万全の対応ができるよう、今後とも、皆さまの一層のご支

援とご協力を賜るようお願い申し上げます。

今回承認いただいた計画の施行は、令和8年4月からとする。

7. 閉会

以上、事実に相違ないと認める。

令和 8 年 4 月 15 日
仙台市防災会議委員

齋川 裕

令和 8 年 4 月 23 日
仙台市防災会議委員

中村 健太